

新型コロナウイルス対応緊急資金及び 災害対策緊急資金（セーフティネット4号）

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融 資 対 象 と なる 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方 ◆裏面参照 《中小企業者》 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《組 合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金、設備資金 10年以内 <原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可>
融 資 利 率 信 用 保 証 料 率	◆裏面参照
融 資 限 度 額	◆有担保で2億円、 無担保で8,000万円 ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内 セーフティネット保証を利用する場合は別枠での利用可
担 保 ・ 保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 <原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要>
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 〔 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫 〕
実 施 期 間	◆融資制度によって実施期間が異なります。裏面参照

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。